

別紙 7（仕様書）

目 次

○ 保守点検業務等実施箇所一覧	1
Ⅰ 消防用設備等保守点検業務仕様書	2
Ⅱ 非常通報装置保守点検業務仕様書	3
Ⅲ ガス冷暖房設備保守点検業務仕様書	4
Ⅳ 浄化槽保守点検業務仕様書	6
Ⅴ 遊具等保守点検業務仕様書	7
Ⅵ 害虫駆除及び除草業務仕様書	9

保守点検業務等実施箇所一覧（令和5年3月時点）

所属ブロック	名称	業務実施箇所	消防用設備等 保守点検業務	非常通報装置 保守点検業務	ガス冷暖房設備 保守点検業務	浄化槽 保守点検業務	遊具等 保守点検業務	害虫駆除及び 除草業務
Aブロック	中央小子どもの家	普通教室、特別支援教室		○中				
	西小子どもの家	地域開放室①		○中	○			
		地域開放室②			○			
	築瀬小子どもの家	独立棟①	○	○東	○			
		独立棟②	○	○東				
	西原小子どもの家	西原地域コミュニティセンター		○中	○			
		普通教室		○中				
	今泉小子どもの家	独立棟①	○	○東	○			
		独立棟②	○	○東				
	泉が丘小子どもの家	泉が丘地域コミュニティセンター		○東				
Cブロック		図書室						
	室の原小子どもの家	体育館併設		○中	○			
		体育館ミーティングルーム		○中	○			
	城東小子どもの家	城東地域コミュニティセンター		○東			○	
		独立棟	○	○東				
	戸祭小子どもの家	戸祭地域コミュニティセンター		○中				
		独立棟	○	○中				
	昭和小子どもの家	独立棟	○	○中				
		会議室						
	桜小子どもの家	独立棟	○	○中	○			
Eブロック	細谷小子どもの家	細谷地域コミュニティセンター		○中				
		生活科室						
	宝木小子どもの家	独立棟①	○	○中				
		独立棟②	○	○中				
	西が岡小子どもの家	独立棟	○	○中				
		小体育室、生活科室						
	上戸祭小子どもの家	独立棟①	○	○中				
		独立棟②	○	○中				
	峰小子どもの家	教育相談室、生活科室①		○東				
		生活科室②		○東	○			
Fブロック	石井小子どもの家	独立棟①	○	○東				
		独立棟②	○	○東				
	御幸小子どもの家	御幸地域コミュニティセンター		○東				
		普通教室		○東				
	平石中央小子どもの家	普通教室		○東				
	平石北小子どもの家	独立棟	○	○東		○		
	陽東小子どもの家	陽東地域コミュニティセンター		○東	○			
		図工室						
	御幸が原小子どもの家	独立棟	○	○東				
		図工室						
Gブロック	富士見小子どもの家	独立棟		○中				
		体育館2階ミーティングルーム、会議室						
	明保小子どもの家	普通教室①、普通教室②		○中				
		独立棟	○	○中				
	城山中央小子どもの家	独立棟	○	○中				
		多目的室①、多目的室②						
	城山東小子どもの家	独立棟	○	○中				
	姿川中央小子どもの家	独立棟	○	○南				
		独立棟①	○	○南				
	姿川第一小子どもの家	独立棟②	○					
Hブロック		体育館ミーティングルーム						
	姿川第二小子どもの家	独立棟	○	○中				
		生活科室						
	清原中央小子どもの家	普通教室①、普通教室②		○東				
		小体育室						
	清原南小子どもの家	独立棟	○	○東				
		生活科室						
	清原東小子どもの家	独立棟	○	○東				
		オープンスペース						
	瑞穂野北小子どもの家	ランチルーム		○南				
Iブロック	瑞穂野南小子どもの家	ランチルーム		○南				
		独立棟①	○	○南				
	瑞穂台小子どもの家	独立棟②	○	○南				
		家庭科室						
	ゆいの杜小子どもの家	独立棟①	○	○東				
		独立棟②	○	○東				
	岡本中央小子どもの家	独立棟	○	○中				
		体育館ミーティングルーム						
	岡本西小子どもの家	普通教室		○中				
	富屋小子どもの家	体育館併設		○中				
Jブロック	篠井小子どもの家	独立棟	○	○中		○		
	晃宝小子どもの家	独立棟①	○	○中				
		独立棟②	○	○中				
	上河内東小子どもの家	独立棟	○	○東				
	上河内西小子どもの家	旧公民館	○	○東				
		独立棟①	○	○東				
	上河内中央小子どもの家	独立棟②	○	○東				
	雀宮中央小子どもの家	体育館併設		○南				
		体育館2階ミーティングルーム		○南				
	雀宮東小子どもの家	独立棟	○	○南				
Jブロック	雀宮南小子どもの家	学童保育室①、学童保育室②、資料室		○南				
	五代小子どもの家	独立棟	○	○南				
		地域開放室、普通教室		○南				
	新田小子どもの家	独立棟①	○	○南				
		独立棟②	○	○南				
	岡本小子どもの家	独立棟①	○	○東				
		独立棟②	○	○東				
	白沢小子どもの家	独立棟	○	○東				
	田原小子どもの家	体育用具室、普通教室		○東				
	岡本西小子どもの家	独立棟	○	○東				
Jブロック		独立棟①	○	○東				
	岡本北小子どもの家	独立棟②	○	○東				
		1階倉庫室						
	田原西小子どもの家	独立棟	○	○東			○	○

※ Cブロック上戸祭小、Eブロック石井小、Jブロック岡本小子どもの家（オレンジ網掛け部分）は、令和4年度時点で新棟建設中（令和5年4月から供用開始予定）

※ 非常通報装置保守点検業務については、「○」の右側に管轄の警察署を記載（中：中央警察署 南：南警察署 東：東警察署）

I 消防用設備等保守点検業務仕様書

1 目 的

本業務は、子どもの家に設置している消防用設備等を正常かつ良好な状態に保つよう、設備等の保守点検を行い、安全性と耐久性の維持を図ることを目的とする。

2 対象設備等

別紙アのとおり

3 業務内容

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3，同法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6，「消防法施行規則の規定に基づき，消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間，点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）」，「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）」等関係法令に基づき以下の保守点検を実施し，点検票を作成するとともに，点検結果を消防署に報告すること。

- (1) 機器点検 6月ごとに1回実施
- (2) 総合点検 1年ごとに1回実施（10月末までの実施を目安）
- (3) 随時点検 異常を発見した場合その他必要があると認めるときに随時実施

4 特記事項

- (1) 業務の実施に当たっては，作業員の安全はもとより，周囲の状況に留意し危険防止に努めること。
- (2) 点検票は点検の都度作成し，子どもの家に保管すること。
- (3) 点検結果の消防署への報告（3年に1回）に当たっては，消防用設備等点検結果報告書2部を管轄の消防署に提出し，うち1部の返却があった後は，控えとして子どもの家に保管すること。
- (4) 消火器の使用期限を市に報告すること。

Ⅱ 非常通報装置保守点検業務仕様書

1 目 的

本業務は、子どもの家に設置している非常通報装置を正常かつ良好な状態に保つよう、設備の保守点検を行い、安全性と耐久性の維持を図ることを目的とする。

2 対象設備

1 ページ「保守点検業務等実施箇所一覧」に掲げる事業実施箇所に設置する非常通報装置機器一式（機器の名称及びその機能は下表のとおり）

機器の名称	110番通報装置、逆信用電話機、発報確認ランプ、発報ブザー、非常用押ボタン
機器の機能	異常検出、110番通報、相手話中・不応答検出、メッセージ送出、逆信・通話機能、停電時バックアップ機能

3 業務内容

以下の保守点検を実施すること。

- (1) 定期点検 1年ごとに1回実施（10月末までの実施を目安）
- (2) 随時点検 異常を発見した場合その他必要があると認めるときに随時実施

4 特記事項

- (1) 点検を実施しようとするときは、点検予定日の1週間前までを目安に栃木県警察本部に点検予定を通知するとともに、点検日当日、栃木県警察本部へ点検開始の事前連絡をすること。
- (2) 各子どもの家を管轄する警察署については1ページ「保守点検業務等実施箇所一覧」の記載を参照すること。
- (3) 点検の都度、その結果を記録し、子どもの家に保管すること。

Ⅲ ガス冷暖房設備保守点検業務仕様書

1 目 的

本業務は、子どもの家に設置しているガス冷暖房設備を正常かつ良好な状態に保つよう、設備の保守点検を行い、安全性と耐久性の維持を図ることを目的とする。

2 対象設備

別紙イのとおり（いずれもガスエンジンヒートポンプ式空気調和機（GHP））

3 業務内容

以下の保守点検を実施すること。

(1) 定期点検

- ・ 1年ごとに1回実施。業務内容はガス冷暖房設備保守点検業務に係る市の標準仕様書（別紙ウ。以下「市標準仕様書」という。）に準じる。
- ・ この場合において、別紙イに掲げる設置日から15年を経過していない設備については市標準仕様書における「メンテナンス15年継続」、設置日から15年を経過した設備については市標準仕様書における「スポット簡易点検」の対象として取り扱う。
- ・ ただし、市標準仕様書において「業務の範囲外」とされている部分及び「委託者の負担」とされている部分についても、宇都宮市子どもの家指定管理業務仕様書「11 費用分担」の範囲で、指定管理者の負担により必要な保守点検を実施すること。

(2) 随時点検

異常を発見した場合その他必要があると認めるときに随時実施

4 特記事項

- (1) 本業務には、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条の基本方針を適用する。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（平成30年版）の記載のとおりとする。

- (3) 第三者への委託により本業務を実施する場合、ガス冷暖房設備保守点検業務に係る市の標準仕様書（別紙ウ）を参照した上で当該第三者との契約を締結すること。
- (4) 点検の都度、その結果を記録し、子どもの家に保管すること。

IV 浄化槽保守点検業務仕様書

1 目 的

本業務は、子どもの家に設置している浄化槽を正常かつ良好な状態に保つよう、設備の保守点検、清掃及び水質に関する検査を行い、し尿等を適正に処理し、施設環境の保全及び衛生の維持を図ることを目的とする。

2 対象設備

No.	名称	浄化槽の形式	浄化槽の規模
1	平石北小子どもの家	接触ろ床方式浄化槽	14 人槽 (2.8 m ³ /日)
2	篠井小子どもの家	生物ろ過方式小規模合併処理浄化槽	10 人槽 (2.0 m ³ /日)

3 業務内容

以下の保守点検（汚泥の引抜きを含む。）を実施すること。

(1) 定期点検（点検・保守・補修・調整・清掃・水質管理等）

ア 保守点検 1 年ごとに 3 回実施

イ 汚泥の引抜き 1 年ごとに 1 回実施

(2) 随時点検

異常を発見した場合その他必要があると認めるときに随時実施

(3) 法定検査の受検

浄化槽法に定める「第 11 条法定検査」について、指定検査機関である一般社団法人栃木県浄化槽協会の検査を受けること。

4 特記事項

- (1) 業務の実施に当たっては、作業員の安全はもとより、周囲の状況に留意し危険防止に努めること。
- (2) 業務の実施に当たっては、公害対策に十分留意すること。
- (3) 点検の都度、その結果を記録し、子どもの家に保管すること（浄化槽法第 11 条検査結果書を含む。）。

V 遊具等保守点検業務仕様書

1 目 的

本業務は、子どもの家に設置している遊具を正常かつ良好な状態に保つよう、設備の保守点検を行い、安全性と耐久性の維持を図ることを目的とする。

2 対象設備

No	名称	対象遊具	数量
1	田原西小子どもの家	ジャングルジム	1 基
		複合遊具	1 基
		手作りブランコ	1 基
		木製ベンチ・テーブル	1 セット
2	城東小子どもの家	砂場	1 か所

3 業務内容

以下の保守点検を実施すること。

(1) 定期点検 1 年ごとに 1 回実施

ア 点検内容

- ・ 遊具の破損、老朽判断、砂場の衛生状態確認、砂量確認、継ぎ部分のゆるみ及び固定部・可動部・支柱・塗装等の安全点検を、目視、触診、打診にて行うこと。
- ・ 必要に応じ、ボルト・ネジ等の増し締め、遊具可動部への注油作業を行うこと。

イ 作業員の資格

点検を行う作業員は、一般社団法人日本公園施設業協会認定の公園施設製品整備技師又はこれに準ずる資格を有する者とする。

ウ 判定基準

各対象遊具の点検結果に基づき、遊具の安全性について以下の基準により判定を行うこと。

(7) 劣化診断

A：現状において問題がない。

B：やや劣化の兆候があるため、部分修繕が必要である。

C：部分的な異常があり，部分修繕が必要である。

D：重要な部分に異常があり，部分修繕が必要である。

E：主要部分に重大な異常があり，使用不可能である。

(4) 塗装診断

A：塗装の必要はない。

B：部分塗装が必要

C：全体に塗装が必要

D：ケレン再塗装が必要

(2) 随時点検 異常を発見した場合その他必要があると認めるときに随時実施

※ 点検内容，作業員の資格及び判定基準は定期点検に準じる。

4 特記事項

(1) 本仕様書に記載のない事項については，国土交通省都市・地域整備局「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び一般社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する基準 JPFA-S:2014」に準ずること。

(2) 業務の実施に当たっては，作業員の安全はもとより，周囲の状況に留意し危険防止に努めること。

(3) 第三者への委託により本業務を実施する場合，宇都宮市立小中学校に係る遊具施設等の点検業務仕様書（別紙エ）を参照した上で当該第三者との契約を締結すること。

(4) 点検の都度，その結果を記録し，子どもの家に保管すること。

VI 害虫駆除及び除草業務仕様書

1 目 的

本業務は、子どもの家の存する敷地に係る害虫駆除及び除草を実施することにより、良好な施設環境を確保することを目的とする。

2 対象施設

田原西小子どもの家

3 業務内容

(1) 害虫駆除業務

ア 散布対象樹木、散布時期等

対象施設の敷地内において害虫（アメリカシロヒトリ等）の被害を受けると予想される樹木（桜等）を対象に、6月から9月までの期間に2回、薬剤の散布を行うこと。

イ 散布に使用する薬剤等

- ・ 散布薬剤液濃度約1,500倍（水150,000に対し、DEP乳剤100及びトレボン乳剤を混合する。）
- ・ 薬剤を変更する場合は、市と協議の上、農薬取締法に基づいて登録された当該防除対象物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って行うこと。

ウ 特記事項

- ・ 散布については、特に細心の注意を払い、散布従事者はもとより児童・一般市民に被害のないよう留意し、散布中・後は、立て札を設置し、立ち入り禁止措置を施し、概ね一週間後清掃とともに撤去し、近隣に迷惑のかからないよう散布すること。
- ・ 散布従事者は防具を付けて散布業務を行うとともに、業務従事後は手足、顔等を石けんでよく洗うこと。
- ・ 降雨が予想される場合は散布を見合わせる。また、雨天の場合は作業を中止すること。
- ・ 業務実施の都度、その結果を記録し、子どもの家に保管すること。

(2) 除草業務

ア 除草対象面積

約 1, 0 0 0 m² (1 回目 5 0 0 m², 2 回目 5 0 0 m², 計 1, 0 0 0 m²)

イ 除草時期, 除草方法等

- ・ 対象施設の敷地内における雑草を対象に, おおむね 6 月から 9 月までの雑草の繁茂する時期に 2 回, 除草作業を行うこと。なお, 1 回目の除草作業後, 約 2 か月を経過したのち, 2 回目の除草作業を行うこと。
- ・ 除草した草等については, 現場より速やかに集積・搬出し, 指定管理者の責任において, 関係法令を遵守の上, 適正に処分すること。

ウ 特記事項

- ・ 業務の実施に当たっては, 作業員の安全はもとより, 周囲の状況に留意し危険防止に努めること。
- ・ 業務実施の都度, その結果を記録し, 子どもの家に保管すること。